

## 別表六（二十三） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、通算法人が措置法第42条の12第6項第1号（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する適用年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限ります。2において「適用年度」といいます。）において同条第1項の規定の適用を受ける場合（同日において当該通

算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

2 「特定新規基準雇用者割合及び特定非新規基準雇用者割合の計算」の各欄は、当該通算法人が当該適用年度において措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。